

第7回盛岡広域環境組合「施設整備検討委員会」議事録

開 催 日：令和7年1月22日（水）

開催時間：午後2時～午後2時56分

開催場所：岩手県公会堂2階 26号室

傍 聴 者：一般傍聴者8名

報道機関：2社（2名）

1 開会

【事務局（菊池総務課長）】

定刻となりました。開催に当たり、事務局から傍聴の皆様へお知らせをいたします。

本日の会議の傍聴に当たりましては、お配りしております傍聴の注意事項をお守りいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから第7回盛岡広域環境組合施設整備検討委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます盛岡広域環境組合事務局参事兼総務課長の菊池でございます。よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、委員6名全員が出席ですので、盛岡広域環境組合施設整備検討委員会条例第5条第2項の規定により、委員会が成立となります。

また、本日の会議は公開で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

【事務局（森田事務局長）】

【事務局（菊池総務課長）】

それでは、委員会条例第4条第2項の規定により、ここからは委員長に議事を進めていただきますと存じます。伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

3 議事

【伊藤委員長】

皆さん、こんにちは。伊藤です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。座って進め

させていただきます。

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思います。まずは次第の3番、「議事」に移ります。

（１）検討委員会の議題及びスケジュール

【伊藤委員長】

（１）番の検討委員会の議題及びスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

盛岡広域環境組合施設課の藤原でございます。施設整備検討委員会の議題及びスケジュールについて、御説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1を御覧ください。この資料では、本日御審議いただきます議題につきまして、全体のスケジュールの中での位置関係等を御確認いただければと思います。

2ページを御覧ください。委員会の開催日及び議題について表にまとめたものになります。本日は第7回で、太枠で囲んだ部分になります。施設規模の変更及び施設整備基本計画（素案）について御協議をお願いし、またパブリックコメントの実施について御説明いたします。

次回の第8回は、最終となります。施設整備基本計画（最終版）の御審議をお願いし、そして答申までを予定してございます。

次に、3ページを御覧ください。こちらは、御説明しました施設整備検討委員会のスケジュールを項目ごとにバーチャートで示してございます。本日は、令和6年度の令和7年1月、委員会の⑦となります。御確認いただければと思います。

施設整備検討委員会の議題及びスケジュールに関しての御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまのスケジュールの御説明について、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見ないということですので、このスケジュールについては御了承いただくということにさせていただきます。

（２）協議事項

①施設規模の変更について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして（２）番、協議事項に移ります。①番の施設規模の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料２、施設規模の変更について、御説明いたします。２ページを御覧ください。

初めに、「１ 施設規模を変更する理由」になります。

新ごみ焼却施設の施設規模（処理能力）につきましては、第２回検討委員会及び第３回検討委員会での協議により、438t/日としてきましたが、主に次の理由から、構成市町において将来ごみ処理量の見直しを行うなどして、施設規模を変更（縮小化）することとしました。

１つ目の理由といたしまして、施設整備に係る基本方針１の関係になりますが、施設周辺の環境保全に関し、より一層の配慮が必要なこと。２つ目の理由としまして、施設整備に係る基本方針２の関係になりますが、カーボンニュートラル社会の創出への更なる寄与が必要なこと。３つ目の理由、施設整備に係る基本方針５の関係になりますが、昨今の施設整備費の高騰を受けて、経済性・効率性に優れた施設を実現する観点から、施設規模についての再検討が必要なこと。

以上の３つの理由により、施設規模を変更することとしました。

３ページを御覧ください。「２ 計画処理量の見直し」になります。

新ごみ焼却施設の計画処理量ですが、表のとおり見直しを行うこととしました。可燃ごみについては、見直し後が103,849t/年となり、6,218t/年の減で、5.7%の削減。可燃残さについては、見直し後が5,469t/年となり、150t/年の増で、2.8%の増になります。合計では、見直し後が109,318t/年となり、6,068t/年減で、5.3%の削減となりました。

見直し後の考え方ですが、次の２点を将来ごみ処理量の推計に反映させたことによるものです。①各市町において、最新の排出実績に基づき、改めて将来ごみ排出量を推計したこと。②一部市町において、令和５年度以降に新たに開始した、ごみ量削減に関する施策効果を反映させたこと。また、②の主な施策につきましては、１つ目、盛岡市都南地域、紫波町、矢巾町では、令和５年４月から事業系古紙のごみ焼却施設への搬入を規制したこと。２つ目、八幡平市では、令和７年度から家庭ごみの直接搬入に係る手数料の徴収を開

始する予定としたことなどとなっております。

4 ページを御覧ください。「3 災害廃棄物受入対応の見直し」になります。

(1)、「従来の災害廃棄物受入対応の考え方」ですが、第2回施設整備検討委員会の協議の中で、直近5年間の全国の類似事例を参考にして、最も採用実績の多い「施設規模(t/日)の10%」を見込むことしました。

次に(2)、「見直しの必要性」です。「①処理能力の適正化」になります。右のグラフは、計画処理量の見直し後の施設規模における令和14年度から令和22年度までの通常ごみ分の焼却必要規模及び災害廃棄物想定量のグラフとなります。

なお、このグラフの中にある施設規模417t/日は、見直し後の計画処理量である109,318t/年から算出した施設規模378t/日に災害廃棄物の38t/日を加えたものになっております。

グラフを参照いただきたいのですが、新ごみ焼却施設の計画処理量は、構成市町からのごみ排出量の低下に伴い、年を追うごとに減少していくことが想定されております。そのため、最も計画処理量が多い施設稼働初年度の施設規模に災害廃棄物分の10%を加えて施設整備を行うと、後年度において災害廃棄物を受け入れない場合には、処理能力の余裕分が大きくなりすぎて、効率的なごみ処理が継続しにくくなる可能性があります。

5 ページを御覧ください。「②施設整備費の高騰」になります。近年のごみ焼却施設整備費の高騰状況を考慮し、市町財政への負担の軽減を図るため、「防災力の向上」と「事業費縮減」のバランスのとれた施設整備が必要と考えております。右のグラフで、平成12年度から令和5年度までの施設規模100t/日以上のごみ焼却施設の整備件数と、その平均建設単価のグラフを参照いただきたいのですが、平成25年度頃から建設単価の上昇傾向が始まっており、令和2年度以降の平均建設単価では、1トン当たり税抜き9,000万円を超える場合があるといった状況となっています。

6 ページを御覧ください。「③施設の運転技術の向上」になります。他施設の事例によると、ごみ焼却施設の運転技術の向上に伴い、施設のメンテナンスのための運転停止期間の短縮が見込まれることから、通常は年間290日稼働の年間75日を見込んでいる停止期間を削減することにより、災害廃棄物の受入可能量を確保することが可能と考えられます。

グラフは、年間稼働日数を調整することにより、災害廃棄物の受入可能量を示したものとなります。例えば、年間320日稼働では、36t/日の災害廃棄物が受入可能となるものです。

全国の事例を調査したところ、300日以上で運転する施設も多く見られたところであり、また、プラントメーカーに稼働日数の事例等の調査を行った結果、320日程度の稼働日数で

あれば、対応は十分可能であるとの回答を得ております。

7 ページをお願いします。(3)、「災害廃棄物の受入に係る対応方針の見直し」です。見直し前では、前段でも御説明したとおり、災害廃棄物の受入に備えるため、施設規模に10%相当を上乗せする方針でありました。

今回の見直し後では、3つの対応方針、①圏域内で一時的に多量に生じる災害廃棄物の処理については、年間の運転日数を一時的に増加することにより対応。②圏域内で処理に長期間を要する災害廃棄物の処理については、当組合の施設で可能な限り処理するとともに、県内の自治体間で締結している「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」に基づく他団体への支援要請など、広域的な応援態勢により対応する。③圏域外の災害廃棄物の受入については、当組合施設の運営事業者及び施設整備周辺住民等との協議の上で、施設の運転日数の増加や処理能力の余裕の活用により、可能な限りの災害廃棄物を受け入れること。

この3つの考え方により、災害廃棄物処理に対応することとして、施設規模には災害廃棄物の受入れ分を見込まないこととしたいと考えているものでございます。

8 ページを御覧ください。「4 新ごみ焼却施設における施設規模の算定」になります。

算定方法については、従来と同様に資料に示す式、「施設規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率」により算定します。この式にある計画年間ごみ処理量は、3 ページで告示した数字となります。見直し前では、計画年間ごみ処理量115,386t/年、計画年間日平均処理量316.1t/日、実稼働率0.795によりまして、施設規模は398t/日。これに10%相当を上乗せして、災害廃棄物を含む施設規模を438t/日と算定しておりました。

今回の見直しでは、計画年間ごみ処理量109,318t/年、計画年間日平均処理量299.5t/日、実稼働率0.795によりまして、施設規模は378t/日と算定いたします。

まとめになりますが、各市町の将来ごみ排出量の再推計に伴うごみ処理量及び災害廃棄物受入に係る対応方針、この2つの見直しにより、第3回検討委員会でお示しした「438t/日」から「60t/日」縮小させました「378t/日」に変更したいと考え、提案するものであります。

施設規模の変更についての説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。いろいろごみの量を減らす、それから災害廃棄物のところを年間稼働日数を増やして処理量を増やすとか、そういったことで算定規模を減らすという

ような御説明だったかと思います。この施設規模の変更について、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

【小野委員】

初歩的な質問で申し訳ないんですけども、3ページのところの可燃ごみの見直し前、見直し後のところで、可燃残さが増えるというのは、これはどういった理由によるものなのでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

各市町での推計値に基づくというところであります。その推計値については、先ほども説明しましたがけれども、最新のデータということで、前回までは令和4年度までのもので推計してきたということでもあります。今回は最新ということで、令和5年度までのデータで推計しているということでもあります。

実際のところ増えたというのは、その推計値が実績のところでは若干増えたというところがあり、それが影響したと言いますか、大きくではないですけども微増と言いますか、僅かに上がっていたという関係上、令和14年度の推計値については増えてしまった、そういう推計結果になったということでもあります。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。柳井委員、お願いします。

【柳井委員】

一般廃棄物処理基本計画の変更は、もう既に終わっているんですか。たしか去年、一遍、計画内容を変更されているので。

主な施策のところで焼却施設への事業系古紙の搬入規制、これはこれでいいですけども、これを見込んだのは、どこの地域の分を見込んでいるのか。全域でこれを実施するつもりで見込んだのか。

それから、プラスチックについては、当然見込んでいると思います。結構、減量がしっかりとできているのでよろしいんですけど、どのような形か。わかる範囲で教えていただきたい。

【事務局（藤原施設課長）】

具体的な施策のことについては、ここに記載している部分のみということでありました。

その他については、先ほども説明させていただきましたけれども、最新の実績で推計をかけてみたということでもあります。

その他のごみ減量関連の施策ということについては、各市町の一廃計画の中での取組ということで考えているところであります。

【柳井委員】

事業系古紙の焼却施設への搬入というのは、ある程度決められなくはないようですね。つまり市町村の収集ではなくて事業者の収集ですから、それを資源化しろと言えばできる話かもしれないので、もうちょっと減量されるかもしれないですね。

盛岡市の都南地域、これが全体のごみ量の何割か、ちょっと計算できませんけれども、半分もいってないでしょうから、新施設は焼却が1個しかない。そこで事業系古紙を受け入れません、資源化してくれと言えば、もっと減りますよね。減量がもうちょっと増えるかなと思いました。

それから、一廃計画は、いずれまた書き換えていくんですね。

災害廃棄物の件は、とりあえずいいかとは思いますが。320日稼働というのもいいかもしれないんですけども、稼働開始後の4～5年間、初期故障があったとしても、それほど大きな故障がないとすれば、5年程度でごみが減量するので、320日稼働でなくても300日とか310日でも稼働できればオーケーかなという感じですね。感想ですから、答えなくて結構です。

【事務局（藤原施設課長）】

ありがとうございました。まずは、稼働日数のところですけども、柳井委員がおっしゃったとおり、何とか対応できるものと考えていました。あと、メーカーからのアンケートの中でも、同じようなコメントはあったということでもあります。

一廃計画の見直しについては、組合の一廃計画についても、そのとおり見直すということでもありますし、各市町の一廃計画の方についても、今回数字を見直しているということでもありますので、見直したところで精査して整合させていくということになろうということでもあります。

あとは、事業系古紙の話がございました。資料に書いているのは、令和5年度から盛岡市の隣、紫波町、矢巾町でも始めたということでありましたけれども、盛岡市盛岡地域については、もう既に実施しているところであります。

【柳井委員】

主力はもうやっているということですね。若干は減るかもしれないですね。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

【柳井委員】

プラスチックの循環、資源化は、全域対応ですね。

【事務局（藤原施設課長）】

はい。

【伊藤委員長】

その施策について、盛岡市、紫波町、矢巾町以外の計画では、どんな感じでしょうか。

これは令和5年に、もうスタートしているところで、今後、同じように事業系のごみをどうするかという、もしそういう見込みがあるのであれば、ちょっと教えていただければと思います。

【事務局（森田事務局長）】

ちょっと不確実なお話になってしまうかもしれませんが、盛岡地域で事業系古紙の搬入規制を始めて、これが事業系ごみの削減の一番効果的な施策ということで始めたわけです。

実施している他の自治体などでも、事業系ごみ全体の10%～20%減量すると。いずれ一番効果的な施策だろうということで、盛岡地域でも始めたところが、その後にコロナがあって事業系ごみ全体が少なくなるという状況になってしまったものですから、正直なところ、事業系古紙の件、搬入規制に伴う減量効果というのはどのくらいだったのかというのが、ちょっとそれだけを取り出して量ることができない状況になってしまったということがあります。

ただ、コロナが明けたという言い方が適切かどうかわからないんですけども、コロナ前に比べましても、やはり事業系ごみというのは相当量が少なくなっているという状態で推移しております。これは、少なくとも事業系古紙の搬入規制を行ったということが、量が少なくなっていることの大きな要因にはなっているのではないかなと、そのように自己評価しているところであります。

ちょっと定量的な話はなかなかできないところではありますけれども、いずれにしても、そのような状況であるということでもあります。

【伊藤委員長】

そういうものが、他の市町にも広がっていくといいのかなと思うんですけども。

【事務局（森田事務局長）】

そうですね。今、事業系古紙の話に適応した形で掲載させていただいておりますけれども、それ以外の部分で各市町においては、例えば生ごみを資源化している取組例でありますとか、そういったようなことで、それぞれの市町ごとに先駆的、先進的な取組をしてきていただいております。

ここに2つの例のみを記載しておりますけれども、他にもそれぞれの市町が創意工夫を凝らしながら、それぞれの地域の情勢に応じた施策を進めていくという、これを並行して強く進めていくことが考えられるかと思います。

【伊藤委員長】

わかりました。ありがとうございます。

【柳井委員】

ちょっといいですか。その施策を積み上げていって、いくら減ったと計算されていると当然思っていたんですが、そこまでの定量的な数字はないけれども、何らかの形で計算したんですね。

何が気になっているかと言いますと、この委員会の事項ではないんですが、減量目標というのを何パーセントと掲げていますね。普通、その場合、処理する側から見ると、確実な減量値かどうかという非常に大きな話で、10%減らそうというのは、施策があって10%減るなら10%でいいと思うんです。

でも、多いから10%減らそうというのだとすると処理できなくなる可能性があるので、例えば一般廃棄物処理基本計画で減量目標値に合わせたというのは、私が今言ったような古紙の管理、プラ資源にするか、そのような施策からみて、このぐらいは当然減るんだろうと。

一廃計画で見ると、今回、1人当たりのごみ排出量をかなり減らすことになっているので、それがちゃんと施策の裏づけがあるんでしょうかということを少し心配していたところで聞いたんですが、その辺はどうですか。ごみの推計は、この委員会で検討すべき事項ではないんでしょうけれども、わかる範囲で教えていただきたい。

【事務局（藤原施設課長）】

今回の見直しに当たっては、我々と共同してというか、各市町と一緒にごみ減量させるという方向性のもとに、ごみの将来推計について各市町にお願いをして、報告いただいて集計し、こういう結果になったということでもあります。

施策、取組につきましては、今後、各市町の一廃計画の中で位置づけていただくという考えになろうかと思えます。

【柳井委員】

わかりました。各市町が責任を持って、組合にごみを持ってくるということですね。了解しました。

【事務局（森田事務局長）】

先ほどの付け加えになりますけれども、決してこれは、我々も無理、無謀なカーブコントロールではないというふうに思っております。

現実的なところで実現可能なものとして、各市町において試算、算定をしていただいたものを積み上げていって、このような数値を、計数整理をさせていただいたということでございます。

いろいろ御心配をいただきまして、ありがとうございます。

【柳井委員】

わかりました。

【伊藤委員長】

この件については、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。梅村委員、お願いします。

【梅村委員】

私は、地域代表ということで、この委員会に参加させていただいているんですけども、地域の余熱利用の施設整備について、施設規模の見直し等の理由の一番が整備費のことですけれども、これが今後、当地域とも協議して、余熱利用についていろいろと提案させてもらうというようになっているんですけども、こちらの方への影響というのはないんでしょうか。

例えば、予算ありきで、それはもう予算がないからできませんとかというような回答というのは、できればしてほしくないところですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、もう1つ、先ほど柳井委員の方からも数字に関していろいろ質疑があったんですけども、これは何か意図的に1日当たりの処理量を400t/日に抑えたというようなところはないんでしょうか。

例えば、交付金とかそういうものに対して、何か制限みたいなものがあるものなんですか。そこのところをちょっと教えていただきたいんですが。

【事務局（森田事務局長）】

私の方から、余熱の関係であります。これまでのところ、余熱利用施設についての具体的な利活用方針でありますとか、あと、どれくらいの費用を投資額として見込むのかというところについては、具体的な話はこれまですることができないでいるところであります。

その部分については、基本構想なりを策定して、もちろん地域の皆様にも相談しながら内容を詰めていくという、そういうフェーズが必要だと考えておりますし、そのようにお話をこれまでさせてきていただいているところであります。

今回、施設の規模を縮小するということにはなりますが、これが余熱利用施設の、例えば利活用を何か制限するとか抑制するとか、そういうことになるものではないと我々も考えているところであります。

それはそれで、しっかりとお約束事でもありますので、ちゃんと進めていく、それが大事になってくると考えています。

【事務局（藤原施設課長）】

施設規模につきましては、1つの目標というか、理由のところで確かに整備費を小さくするということはありません。ただ、その中で幾らに落とすとか、そういった目標みたいなところは、設定しているところではなく、結果的にごみ排出量の推計の見直しによって、その数値になったということでもあります。

あとは、交付金の関係ということでありましたけれども、確かに国の方でも交付金について段階的な枠といいますか、そういったものであると承知していましたが、今回については、378t/日の施設規模で整備をしていきたいということで考えておりますので、特段、交付金についても影響はないのかなということで考えております。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。

【梅村委員】

ありがとうございます。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

ちょっと1つ、すみません。この災害廃棄物受入れの見積もりをなくすことについては、稼働日数を増やして容量を確保するということですが、各市町の方で災害廃棄物処理計画がありますけれども、その一次、二次ストックとか、そのあたりのところに影響を及ぼす

ということはないのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

【事務局（森田事務局長）】

災害廃棄物処理計画、これは市町ごとに定めてきているということで、想定される災害等の発生から予想される災害廃棄物量、これは可燃、不燃等々に分けて整理しているところであります。

その中で、例えば大規模な災害が発生し、施設の方に持ち込んですぐには処理できないというような場合になりますと、災害廃棄物の仮置場を開設し、そちらの方に1回持ち込んだ物を分別し、災害廃棄物を第一次仮置場で粗選別をし、二次仮置場の方でさらに細かく選別して、それを可燃なら焼却施設に、不燃なら粗大ごみ処理施設にそれぞれ持ち込むという処理になるわけですが、今回、従来の438t/日の中で見ていた10%相当分という、それ自体が想定される最も大きい規模の災害廃棄物の処理に見合うものではなかったということは、言えるところであります。

そのような場合というのは、やはり説明の中にもありましたように、災害時応援協定等々を通じて、他の自治体の方に協力をいただく。あとは、例えば東日本大震災クラスのような大災害が発生したような場合というのは、現地にごみ焼却施設を整備して、それで焼却処理などを行うというような対応も必要になってくるというケースがあります。

したがって、まずは工夫して10%に相当する部分を上乗せしない場合に、それをどのようにして代替で対応することが可能なのかという、そういう視点でいろいろ検討した結果、過去の例などにもありますように、そういった状況の場合には、施設の稼働日数を引き上げることなどを含めた総合的な対応をとっていくということでどうだろうかということであるということになります。

【伊藤委員長】

その一時的に仮置きする期間が長くなってしまうのか。何かそういったことがあるのかということをお聞きしたかったんですけども。

【事務局（森田事務局長）】

全く影響がないということではないと思いますが、やはり仮置きは必要でありますし、その期間にも影響が出てくることも想定しなければならないのかなと思っております。

【伊藤委員長】

そういったことを想定しながら、また計画の方できちんに対応されていくということでよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし、なければ、この施設規模の変更に
ついて、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、御了承いただいたということで、次に進みたいと思
います。

②施設整備基本計画（素案）について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして協議事項の②番、施設整備基本計画の素案について、事務局の方
から説明をお願いいたします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料3、施設整備基本計画の素案について、御説明いたします。2ページをお願いしま
す。

初めに「1 検討委員会での協議内容」になります。

施設整備基本計画（素案）に関する協議内容は、表のとおりとなります。これまでの主
な協議内容につきましては、第2回では施設整備に係る基本方針、ごみ処理方式の一次選
考など。第3回では、施設規模やごみ処理方式の二次選考、公害防止基準値など。第4回
では、排ガス自主規制値や煙突高など。第5回では、災害時の有効活用方法や環境学習機
能など。第6回では、ごみ処理方式の三次選考、余熱利用計画などについて協議をしてま
いりました。

第7回は、本日の協議内容となっております。次回、最終となります第8回で、各委員
等からの御意見及びパブリックコメントの実施による住民等からの御意見を踏まえて作成
しました施設整備基本計画の最終版を御確認いただき、本計画について、管理者に答申を
予定しているものです。

3ページをお願いします。施設整備基本計画（素案）は、表のと通りの構成で作成して
おります。また、この表では、参考までに検討委員会での検討回を対比させております。

この委員会の表示のように、章につきましては、事務局において検討した内容となって
おります。

第1章、「計画策定の趣旨」から、次のページの第19章、「今後に向けた変更」までの章
立てと位置づけるものです。なお、第19章につきましては、本日の協議を踏まえて内容を
整理し、計画素案を取りまとめることとしております。

施設整備基本計画（素案）につきましては、事前に委員の皆様にはお送りしておりましたが、本日はお手元に準備してございます。なお、計画内容についての詳細な説明は割愛させていただきますが、委員の皆様の方から、御意見や御質問、お気づきの点がございましたらお願いしたいと思いますし、また、次の資料4にも関連しますけれども、本計画案に関するパブリックコメントを3月1日から実施する予定としております。

本日の協議以降も、委員の皆様から頂戴した御意見を反映させて、パブリックコメントの計画案として取りまとめることとしております。

施設整備基本計画（素案）についての御説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございました。まず素案ということで、これまで議論していただいたことを章立てで、まとめていただいております。中身については、今週配付されたばかりで、恐らくほとんど目を通すことができなかったのではないかと思いますので、まずはこの章立てのところで何か御意見、質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【柳井委員】

これは全部、施設整備基本計画に19章分全部書く項目ですか。

「管理及び運営計画」のところを見ると重要視しているってことです。どこまで整備計画に入るのかどうか、別の計画なのか、施設整備計画に入れるものとそうでないものがあるような気がします。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

では、私の方からすみません、1点。それこそ、この計画に入れることなのかどうかというのがありますが、同時並行的に環境影響評価も動いていて、そのあたりの情報を足していい事項とか、そういったところ、改善するところを含めたほうがいいのか。そのあたりのお考えを。この章立てには、そういった環境影響評価のものがなかったので、お聞きしたいんですが。

【事務局（藤原施設課長）】

環境影響評価につきましては、県の条例の手続きということで、報告書の部分については終了したということで、知事の意見ですとか住民さんの意見も頂戴したというところがあります。

大きく関連してくるところとすれば、「環境保全計画」のところでしょうか、「公害防止基準」などが関係してくると思っております。施設整備基本計画、この計画自体と環境影響評価というのは関連するけれども、別のものというんですか。そういったところで捉えているものでありますけれども、もし書き加えるところがあるかどうかという部分については、少しコンサルと一緒に検討をした上で考えていければと思います。

【伊藤委員長】

はい、わかりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【柳井委員】

関連して、例えば、一次選考、二次選考、三次選考というものを本編に入れる必要はないような気もするんですね。これは、選考経過を別添にすればいいだけで、概要を書いて、こういうことから、この方式にしたと。

これが全部入っているので膨大になってくる。全て資料が章の中に入っちゃっているので、別添なら別添。選考経過は別の添付資料で、参考資料で置いておけばいいかもしれません。

【事務局（藤原施設課長）】

ありがとうございます。引き続き御指導を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。3月1日からパブリックコメントの予定ということで、まだ一月少々ありますので、大体1か月ぐらいになりますかね。ちょっと期間をいただいて、委員の皆様を読み込んでいただいて、お気づきのところ、直したほうがいいんじゃないとか、そういったところを順次お気づきのところで事務局の方に御連絡いただいて、それをまたリバイスして、また見るという作業を何回か繰り返せばいいのかなと思っていましたので、今後そういった形でスケジュール、後ほど事務局の方から連絡いただければと思います。

そういった形でよろしいですね。皆様もそれでよろしいでしょうか。では、そういうつもりでいただければと思います。

では、とくにないようであれば、次に進みたいと思いますが、基本計画について、よろしいでしょうか。一応これについてはお認めいただいたという形で、お示しした内容で進めるということにさせていただきたいと思います。

（３）報告事項

①パブリックコメントの実施について

【伊藤委員長】

それでは、続きまして報告事項に移ります。①番のパブリックコメントの実施についてということで、事務局の方から報告をお願いします。

【事務局（藤原施設課長）】

資料４です。パブリックコメントの実施について、御説明いたします。

資料の裏側、２ページになります。これまで検討委員会で、協議・検討を重ねてきた結果を取りまとめた「盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画（案）」については、組合や構成市町のホームページで計画（案）を公表し、組合・構成市町の住民の皆様からのさまざまな意見を募集していきたいと思っております。

公表場所は、組合及び構成市町のホームページへの掲載。そして、組合・構成市町の事務所に備え付けるということで考えております。

公表資料は、本日の計画素案をパブリックコメント版での計画案となります。

実施時期は、令和７年３月１日～３月21日までの21日間となります。

パブリックコメント終了後は、住民等から提出された意見等に対する組合の考え方につきまして、組合及び構成市町のホームページで後日公表するということになります。

パブリックコメントの実施についての説明は、以上となります。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。パブリックコメントの実施について、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では１つ、私の方から確認させていただきたいんですけども、このパブリックコメントで意見をいただいて、その後、最後の第８回の委員会で確認、そこで最終的に答申ということですけども、その前のところで、スケジュール的にパブリックコメントからどういう意見をいただいて、これを反映させるという、その計画のところの修正案みたいなものは事前に我々の方に送っていただき確認して、８回目の委員会に臨むというような工程でよろしいでしょうか。

【事務局（藤原施設課長）】

はい、おっしゃるとおりです。

【伊藤委員長】

パブリックコメント後の修正版については、まず我々の方でチェックした計画の修正版を確認していただいて、それをもとに組合に出していただいて、そのパブリックコメントから出していただいた意見を反映させた修正版をもう一度我々の方で確認して、それで第8回目の方でさらに議論するという流れで進めるということによろしいでしょうか。

そういうことで、他にはよろしいでしょうか。パブリックコメントの実施については、御意見よろしいですか。

それでは、無ければ協議を終えまして、以上をもちまして議事を終了させていただきたいと思います。御協力いただきまして、ありがとうございました。進行の方は、事務局にお返しいたします。

4 その他

【事務局（菊池総務課長）】

ありがとうございました。続きまして、4、「その他」に入らせていただきます。

事務局から、次回開催についてお知らせがございます。

【事務局】

回りの委員会開催についての御連絡になります。最終の第8回の委員会は、現在のところ、5月下旬頃の開催を予定しております。後日、委員の皆様へ開催の御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次回、第8回委員会の開催につきましては、組合のホームページの方に情報を掲載して、お知らせいたします。

以上でございます。

【事務局（菊池総務課長）】

ただいまのお知らせについて、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の方で用意しているものはございませんけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第7回盛岡広域環境組合施設整備検討委員会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。

傍聴の皆様へお知らせいたします。傍聴の皆様は、職員の誘導に従って退場いただきますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、報道機関の皆様で事務局への取材を希望される方は、そのままお席でお待ちください。

以上でございます。どうもありがとうございました。

5 閉会